

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画
整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定に
おいて準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月9日

京都市長 門川大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区
画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市中京区西ノ京星池町，同区西ノ京小堀町，同区西ノ京梅尾町，同区西ノ京
小倉町，同区西ノ京東月光町及び同区西ノ京永本町の各一部

4 事業施行期間

変更前 平成3年2月4日から平成24年3月31日

変更後 平成3年2月4日から平成31年3月31日

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所

6 事業計画決定の年月日

平成3年2月4日

7 事業計画変更の年月日

平成23年12月9日

(建設局都市整備部整備推進課)